

# 平成 29 年度情報公開・個人情報保護制度に基づく 実施状況及び運用状況について

## 第1 平成29年度情報公開制度に基づく公文書開示の実施状況概要

福島市は市が保有する情報の提供を促進し、市民のみなさんの市政に対する信頼の確保と市政への市民参加を推進することを目的として、平成 10 年 10 月 1 日に福島市情報公開条例を施行しました。

この条例では第 20 条に「毎年 1 回…公文書の開示の実施状況を取りまとめ、公表するものとする」と定めています。本概要は、この規定に基づき平成 29 年度分の実施状況を公表するものです。

### 1 開示・不開示等の処理状況

請求 件数	公文書件数	決定区分等(年度内処理分)				
		開示	部分開示	不開示	却下	取下げ
180	318	84	70	19	0	8

※1 請求書が1通であっても複数の所管課等にわたる場合は、分割して計上しています。

2 決定区分等の合計は、前年度に請求があり平成 29 年度に決定されたものも含まれます。また、平成 30 年度に入って決定されたものは含まれないので、請求件数と一致しません。

### 2 請求者の状況

(単位：延べ人数)

1 市内に住所がある人	2 市内に事務所・事業所等を持っている法人等	3 その他市外の人
68	50	62

### 3 不開示の理由

開示請求のうち不開示又は部分開示となったものの、不開示の理由別内訳は次のとおりです。個人情報、公共安全情報に係る理由が多くなっております。

なお、1件の公文書中に複数の不開示理由がある場合には重複して計上しています。

不開示理由 (条例で該当する条項)	法令秘情報 (第9条第1号)	個人情報 (第9条第2号)	法人等情報 (第9条第3号)	公共安全情報 (第9条第4号)	国等協力関係情報 (第9条第5号)	意思形成過程情報 (第9条第6号)	事務事業執行情報 (第9条第7号)	適用除外文書 (第17条)
	—	149	69	103	1	11	15	—

※文書不存在は除いています。

#### 4 不開示処分等に対する審査請求

実施機関の決定に不服がある場合に行われる、審査請求の状況は次のとおりです。

(件数)

年度	審査請求	行政不服審査会					備考
		却下	認容	取下げ	諮問	答申	
29	8	-	-	-	8	10	-

※当該年度に処理を行った件数になります。不服申立てがあっても諮問や答申等が次年度になる場合もあるため不服申立て件数と年度ごとの諮問や答申等の件数は一致しません。

※平成28年度より「福島市情報公開・個人情報保護審査会」から「福島市行政不服審査会」へと名称を変更しております

#### 5 各部・課ごとの公文書開示請求取扱件数

所属	請求件数	所属	請求件数
<b>市長公室</b>	<b>0</b>	<b>こども未来部</b>	<b>1</b>
秘書課		こども政策課	
広報課		こども育成課	1
<b>総務部</b>	<b>4</b>	<b>建設部</b>	<b>18</b>
総務企画課	3	路政課	4
行政経営課		道路保全課	8
人事課		道路建設課	1
職員厚生課	1	河川課	3
男女共同参画センター		建築住宅課	2
情報政策課		<b>都市政策部</b>	<b>20</b>
中核市移行推進室		都市計画課	2
<b>財務部</b>	<b>12</b>	交通政策課	2
管財課	2	開発建築指導課	2
財産マネジメント推進	3	公園緑地課	1
契約検査課		市街地整備課	5
財政課		下水道総務課	1
市民税課		下水道建設課	5
資産税課	7	下水道管理センター	2
納税課		<b>会計課</b>	<b>0</b>
<b>商工観光部</b>	<b>21</b>	<b>支所</b>	<b>2</b>
商業労政課	1	<b>委員会事務局</b>	<b>11</b>
企業立地課		議会事務局	8
産業創出推進室		選挙管理委員会事務局	2
アクティブシニアセンター・アオウゼ		監査委員事務局	1
観光コンベンション推進室	20	農業委員会事務局	
<b>農政部</b>	<b>14</b>	<b>消防</b>	<b>2</b>
農業振興室	4	消防総務課	
農林整備課	10	警防課	
市場管理課		救急課	
<b>市民安全部</b>	<b>4</b>	通信指令課	
生活課		予防課	2
市民課	3	<b>教育委員会事務局</b>	<b>11</b>
国保年金課		教育総務課	2
市民協働課	1	学校教育課	2
定住交流課		生涯学習課	1
危機管理室		文化課	3
<b>環境部</b>	<b>47</b>	保健体育課	3
環境課	8	中央学習センター	
清掃管理課	1	図書館	
あぶくまクリーンセンター	2	<b>水道局</b>	<b>1</b>
あらかわクリーンセンター		水道総務課	
新最終処分場建設室		営業企画課	
除染企画課	36	経理課	
除染施設整備課		配水課	1
<b>健康福祉部</b>	<b>12</b>	給水課	
地域福祉課	4	建設課	
生活福祉課	1	施設管理センター	
障がい福祉課		<b>合計</b>	<b>180</b>
長寿福祉課	1		
健康推進課	1		
放射線健康管理課			
保健所準備室	5		

※1件で2課にまたがる請求は、2課でカウントしてあります。

## 6 市民情報室情報提供処理状況

月別	閲覧件数（件）	情報提供			備考
		写し枚数（枚）	有償頒布（冊）	計（件）	
4月	14	1,270	3	1,273	
5月	13	984	19	1,003	
6月	12	491	78	569	
7月	12	38	19	57	
8月	10	20	4	24	
9月	7	19	5	24	
10月	7	24	2	26	
11月	2	7	4	11	
12月	2	2	2	4	
1月	8	6	1	7	
2月	6	9	1	10	
3月	13	3	2	5	
合計	106	2,873	140	3,013	

## 第2 平成29年度個人情報保護制度の運用状況

福島市は、個人の権利利益を保護することを基本理念とし、平成13年10月1日に、福島市個人情報保護条例を施行しました。

条例第35条に「毎年1回、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。」と規定されており、それに基づき平成28年度分の運用状況を公表するものです。

### 1 開示・不開示等の処理状況

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの自己情報の開示請求件数及び平成29年度に実施機関が行った開示・不開示等の処理状況は次のとおりです。

（単位：件）

自己情報 開示請求	決定区分等（年度内処理分）					その他
	開示	部分開示	不開示	却下	取下げ	
48	22	21	4	—	—	部分開示は条例 第14条2号、3号、4号、5号、6号、 7号、8号 不開示は文書不存在

※決定区分等の合計は、前年度に請求があり平成29年度に決定されたものも含まれます。また、平成30年度に入って決定されたものは含まれないので、請求件数と一致しません。